

医療法人藤仁会 介護老人保健施設ふれあいの郷あげお
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人藤仁会介護老人保健施設ふれあいの郷あげおが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医師が必要と認めた高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の生活機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 介護老人保健施設ふれあいの郷あげお
- （2） 所在地 埼玉県上尾市平方1915

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

理学療法士又は作業療法士 常勤1人以上（兼務）

従業者は、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）及び報告書を作成し、指定訪問リハビリテーション事業の提供に当たる。

（営業及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って行う。

(利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 第8条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定訪問リハビリテーション事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から計算し、次の額とする。

① 片道 10キロ未満 400円

② 片道 10キロ以上 600円

③ 片道 20キロ以上 800円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、上尾市内とする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(緊急時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人藤仁会理事長と事業所の責任者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。